

令和4年3月2日

令和4年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

令和4年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○令和4年3月2日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 欠 席	9番 竹原伸晃
10番 和田勝弘	11番 欠 席	12番 道工晴久

欠席議員 2名、欠 員 1名、傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 危機管理監	増田 明
副町長 中口 守可	兼危機管理担当課長 総務部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡 裕二	兼財政改革部理事 総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子
しあわせ創造部長 松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠
教育次長兼指導課長 澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真 澄

議会事務局主査 池 田 雄 哉

○会 期

令和4年3月1日から3月24日（24日）

○会議録署名議員

4番 中 原 晶

5番 坂 原 正 勝

---

議事日程

日程第 1	議案第 2号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）について
日程第 2	議案第 3号	令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について
日程第 3	議案第 4号	令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）について
日程第 4	議案第 5号	令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について
日程第 5	議案第 6号	令和4年度岬町一般会計予算について
日程第 6	議案第 7号	令和4年度岬町国民健康保険特別会計予算について
日程第 7	議案第 8号	令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 8	議案第 9号	令和4年度岬町下水道事業特別会計予算について
日程第 9	議案第10号	令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について
日程第10	議案第11号	令和4年度岬町介護保険特別会計予算について
日程第11	議案第12号	令和4年度岬町淡輪財産区特別会計予算について
日程第12	議案第13号	令和4年度岬町深日財産区特別会計予算について

日程第13	議案第14号	令和4年度岬町多奈川財産区特別会計予算について
日程第14	議案第15号	訴えの提起について
日程第15	議案第16号	町道路線の廃止及び認定について
日程第16	議案第17号	岬町庁舎整備基金条例の制定について
日程第17	議案第18号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について
日程第18	議案第19号	岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改 正について
日程第19	議案第20号	岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第20	報告第1号	債権の放棄の報告について

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第1回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は9名です。欠席議員2名、小川議員、出口議員については欠席届が提出されておりますので、よろしく願いいたします。

欠員1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下、関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1、議案第2号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第2号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）について」をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、決算見込みや事業費の確定に伴う予算額の調整、国の交付金を財源に実施する通学路安全対策事業、橋りょう整備事業及び小学校トイレ改修事業の経費、自己都合退職者に伴う退職手当などを計上するとともに、町道美化センター連絡線整備事業などの繰越明許費の設定、地方債限度額の変更などを中心に編成いたしております。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,440万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,639万7,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、9ページから14ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

地方交付税といたしまして、交付決定に伴い普通地方交付税1億4,619万5,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、5,979万1,000円を計上いたしております。主な内容として、いずれも国の令和3年度補正予算（第1号）を受けて、淡輪小学校と深日小学校の普通教室棟3階トイレの改修を行うための学校施設環境改善交付金913万4,000円を、通学路の点検結果に基づき、児童の安全な通学を確保するための通学路の改修や、点検結果に基づき改修が必要とされた橋りょう改修を行うための社会資本整備総合交付金（道路整備等）4,166万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、1,081万4,000円を減額計上いたしております。内容として、障害のある方の補装具の給付に係る障害者自立支援給付費負担金90万8,000円を増額計上する一方、逢帰奥池廃止事業の事業費の決定に伴い、ため池防災整備事業補助金1,172万2,000円を減額計上するものでございます。

寄附金につきましては、団体からの小学校への指定寄附金5万円を計上いたしております。繰入金につきましては、8,961万3,000円を減額計上いたしております。主な内容として、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金9,861万2,000円を減額計上する一方、深日小学校トイレ改修事業に充当するための深日財産区特別会計繰入金899万9,000円を増額計上するものでございます。

町債といたしましては、3,880万円を計上いたしております。内容として、いずれも国の令和3年度補正予算（第1号）を受けて実施する湯川橋、見出川橋の橋りょう整備事業債2,050万円を、町内の通学路安全対策に係る町道整備事業債940万円を、淡輪小学校トイレ改修事業に充当するための小学校整備事業債890万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、15ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。総務費といたしまして、3,660万1,000円を計上いたしております。内容として、職員の自己都合退職の申出、育休代替任期付職員の任期満了などに伴う一般職退職手当3,304万8,000円を、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に必要な住民情報システム改修委託料355万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、757万2,000円を計上いたしております。主な内容として、障害のある子どもや身体に障害がある方の補装具給付費の合計363万5,000円を、介護保険特別会計で支弁する介護給付費に係る介護保険特別会計繰出金292万1,000円を、国の令和3年度補正予算（第1号）において、保育士等の処遇改善を図る保育士等処遇改善臨時特例事業として、町立の保育所で保育士等として勤務する会計年度任用職員及び放課後児童健全

育成指導員として勤務する会計年度任用職員に係る処遇改善に必要な報酬の合計57万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、逢帰奥池廃止工事の事業費の決定の伴い、1,172万2,000円を減額計上いたしております。

土木費といたしまして、7,576万円を計上いたしております。内容といたしましては、通学路の点検結果に基づき、児童の安全な通学を確保するための岬町内通学路安全対策工事3,000万円を、点検結果に基づき改修が必要とされた湯川橋、見出川橋に係る橋りょう整備工事4,576万円をそれぞれ計上いたしております。

消防費につきましては、消防団員7名の退職に伴う報償金398万2,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、3,221万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、淡輪小学校と深日小学校のいずれも普通教室棟3階トイレの改修事業に伴う設計業務委託料150万円を、改修工事2,563万2,000円を、それぞれ計上いたしております。

次に、4ページをご参照願います。「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により翌年度に繰り越しが見込まれる事業といたしまして、社会保障・税番号制度システム事業ほか12事業を計上いたしております。

なお、繰越限度額につきましては、ご覧のとおりとなっております。

続きまして、5ページをご覧ください。「第3表 地方債補正」をご覧ください。

橋りょう整備事業ほか2事業に係る起債限度額を変更するものでございます。なお、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法等につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第2号、令和3年度岬町一般会計補正予算(第13次)については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第2、議案第3号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第2、議案第3号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、後期高齢者医療被保険者に対する返還金について編成しております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ74万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億2,865万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明をいたします。議案書の2ページをご参照ください。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

繰越金といたしまして、74万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算を調整するための財源として増額計上をしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページを併せてご覧ください。

諸支出金、償還金及び還付加算金につきましては、74万6,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、後期高齢者医療被保険者の保険料等の過払いに対する還付金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)



○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第3号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第3、議案第4号、令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第3、議案第4号、令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、本年度直近の利用実績に基づく介護給付費の所要見込金額の算定に伴い、必要となる保険給付費について編成をいたしております。

議案書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,336万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,976万円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料として510万円を計上いたしており、介護給付費の増額に伴い、増額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金につきましては519万円を計上いたしており、介護給付費の増額に伴い、介護給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に、国庫補助金につきましては144万1,000円を計上いたしており、介護給付費の増額に伴い、調整交付金の増額を計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保

険者保険料として630万7,000円を計上いたしており、介護給付費の増額に伴い、介護給付費交付金の増額を計上いたしております。

次に、府支出金、府負担金といたしまして240万3,000円を計上いたしており、介護給付費の増額に伴い、介護給付負担金の増額を計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして292万1,000円を計上いたしており、介護給付費の増額に伴い、介護給付費繰入金の増額を計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、11ページから14ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

保険給付費、介護サービス等諸費といたしまして、3,177万円を増額計上いたしております。内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費2,243万1,000円増額、地域密着型介護サービス給付費1,033万4,000円増額、施設介護サービス給付費539万5,000円の減額、居宅介護サービス計画給付費440万円の増額でございます。

次に、介護予防サービス等諸費といたしまして194万9,000円を増額計上いたしております。

次に、特定入所者介護サービス等費といたしまして1,035万7,000円を減額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第4号、令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第4、議案第5号、令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、議案第5号、令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）につきましてご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ899万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,751万4,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として、深日地区財産区基金繰入金899万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金繰出金として、一般会計繰出金899万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します深日小学校トイレ改修事業の財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第5号令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第5、議案第6号、令和4年度岬町一般会計予算についてから、日程第13、議案第14号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

それでは、令和4年度当初予算に関する説明及び日程第5、議案第6号、令和4年度岬町一般会計予算についてから、日程第13、議案第14号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの9件について説明を求めます。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 「令和4年度当初予算に関する説明」及び日程第5、議案第6号「令和4年度岬町一般会計予算について」から、日程第13、議案第14号「令和4年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件の提案説明をさせていただきます。

初日の町長からの「令和4年度町政運営方針」を受けまして、私のほうからは、令和4年度の本町の当初予算につきまして、会計ごとに説明させていただきます。

今般の説明につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、昨年度に引き続き、時間短縮に努めてまいりたいと考えておりますので、要点を絞って説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

予算書とともに配付させていただいております「令和4年度岬町当初予算（案）説明資料」に沿って概要を説明させていただきます。

資料の1ページ左側の「Ⅰ. 各会計の予算総額」をご覧ください。

初めに、「一般会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、72億2,300万円を計上いたしており、対前年度比2.7%の減となっております。

次に、1ページ右側の「Ⅱ. 一般会計の概要」をご覧ください。

歳入歳出予算について、対前年度増減額が大きいものを中心に概要を説明させていただきます。まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

町税といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援措置として、令和2年度分の徴収を令和3年度へ1年間猶予し、令和3年度に計上いたしておりました滞納繰越分がなくなったことなどにより、対前年度2億3,026万2,000円減額の17億9,605万1,000円を計上いたしております。

地方交付税といたしまして、国の令和4年度地方財政計画の内容を踏まえて、対前年度1億5,500万円増額の24億2,000万円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策のための負担金や接種体制を確保するための補助金の増加などにより、対前年度8,235万円増額の7億8,739万2,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、対前年度2,593万7,000円減額の3億3,739万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金1億5,000万円を岬ゆめ・みらい基金繰入金1億4,816万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

町債につきましては、国の令和4年度地方財政計画の内容を踏まえた臨時財政対策債の減少などにより、対前年度1億8,090万円減額の3億8,300万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、一般職の退職手当や深日港と洲本港を航路で結ぶ広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業費の増加などにより、対前年度1億5,959万3,000円増額の11億430万3,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、若者の町内への定住を促すため、奨学金返済額の一部を支援するとともに、結婚祝金を支給いたします。

衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に必要な接種事業費や接種環境の整備事業費の増加などにより、対前年度1億983万4,000円増額の7億9,747万2,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、ごみ処理施設の焼却炉の天井耐火物の更新工事を実施いたします。

土木費につきましては、町道美化センター連絡線整備事業費の減少などにより、対前年度1億3,042万6,000円減額の8億9,724万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、橋りょうの適切な管理を図るための点検を行います。また、町道につい

ては、舗装修繕計画を策定し、計画的な修繕につなげてまいります。

教育費につきましては、令和3年度をもって共同調理場整備事業が終了したことなどにより、対前年度5,599万4,000円減額の4億8,343万8,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、中学校テニスコートの人工芝の張替えを行うことで教育環境の整備を図るほか、文化センターのトイレ改修工事及び集会室屋上防水工事を行います。

公債費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和2年度に実施した地方税の徴収猶予に伴う特例債の償還が令和3年度に終了したことなどにより、対前年度1億9,381万7,000円減額の6億9,676万8,000円を計上いたしております。

以上が「一般会計予算」でございます。

続きまして、特別会計につきまして説明させていただきます。

資料の1ページ左側の「I. 各会計の予算総額」及び14ページ以降の「IX. 特別会計予算の概要」をご覧ください。

「国民健康保険特別会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ26億1,944万6,000円を計上いたしており、対前年度比3.5%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険料につきましては、一般被保険者国民健康保険料の増加などにより、対前年度4,207万9,000円増額の5億8,200万2,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政基盤安定基金繰入金の増加などにより、対前年度5,302万7,000円増額の2億2,946万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、一般管理費の増加などにより、対前年度775万4,000円増額の5,098万5,000円を計上いたしております。

国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付分の増加などにより、対前年度8,138万5,000円増額の7億2,454万3,000円を計上いたしております。

以上が「国民健康保険特別会計予算」でございます。

続きまして、「後期高齢者医療特別会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ3億7,437万4,000円を計上いたしており、対前年度比14.2%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度2,610万9,000円増額の2億7,834万7,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、保険基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度1,010万2,000円増額の8,577万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度3,548万5,000円増額の3億5,834万9,000円を計上いたしております。

保健事業費につきましては、後期高齢者医療広域連合から受託事業として、特定健診の受診結果により抽出した特定保健指導対象者に対して保健指導を行うに当たり、新たに1,145万8,000円を計上いたしております。

以上が「後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

続きまして、「下水道事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ6億1,543万5,000円を計上いたしており、対前年度比8.6%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

町債につきましては、下水道事業借換債の計上がなくなったことなどにより、対前年度4,830万円減額の1億6,870万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度591万円減額の1,540万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

事業費につきましては、流域下水道事業費の増加などにより、対前年度783万4,000円増額の1億6,684万6,000円を計上いたしております。

公債費につきましては、下水道事業債に係る借換えの計上がなくなったことなどにより、対前年度7,062万3,000円減額の3億9,130万1,000円を計上いたしております。

以上が「下水道事業特別会計予算」でございます。

続きまして、「漁業集落排水事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ1,463万2,000円を計上いたしており、対前年度比1.6%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます

繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度26万6,000円減額の1,293万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

総務費につきましては、一般管理費といたしまして、対前年度24万円減額の408万5,000円を計上いたしております。

以上が「漁業集落排水事業特別会計予算」でございます。

続きまして、「介護保険特別会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ20億1,316万9,000円を計上いたしており、対前年度比0.0%で増減はございません。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度1,310万5,000円増額の5億442万1,000円を計上いたしております。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の増加などにより、対前年度982万9,000円増額の5億804万5,000円を計上いたしております。

なお、阪南市、泉南市、岬町の2市1町で共同設置しております介護認定審査会の事務局が令和4年度から岬町から阪南市に変更されることに伴い、分担金及び負担金の科目が廃止されております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、介護認定審査会の事務局が令和4年度から岬町から阪南市に変更されることなどにより、対前年度4,377万6,000円減額の5,315万2,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、地域密着型介護サービス給付費の増加などにより、対前年度3,768万6,000円増額の18億485万6,000円を計上いたしております。

以上が「介護保険特別会計予算」でございます。

続きまして、「淡輪財産区特別会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ820万8,000円を計上いたしており、対前年度比15.7%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度160万1,000円減額の628万1,000円を計上いたしております。



次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、維持管理費の減少などにより、対前年度88万円減額の545万7,000円を計上いたしております。

以上が「淡輪財産区特別会計予算」でございます。

続きまして、「深日財産区特別会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ3,360万4,000円を計上いたしており、対前年度比29.6%の減となっております。

まず、歳入予算の内容を説明させていただきます。

繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度1,025万2,000円減額の1,238万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度1,183万2,000円減額の2,727万1,000円を計上いたしております。

以上が「深日財産区特別会計予算」でございます。

最後に、「多奈川財産区特別会計予算」につきましてご説明いたします。

予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ3,257万6,000円を計上いたしており、対前年度比23.3%の減となっております。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度962万7,000円減額の3,223万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、維持管理費の減少などにより、対前年度811万2,000円減額の689万4,000円を計上いたしております。

以上が「多奈川財産区特別会計予算」でございます。

以上、令和4年度一般会計予算のほか8会計予算の概要につきまして説明させていただきました。

本件につきましては、後日、開催が予定されております総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第6号、令和4年度岬町一般会計予算についてから議案第14号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの9件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第14号については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第14、議案第15号、訴えの提起についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第14、議案第15号、訴えの提起にご説明いたします。

議案書の裏面をご覧ください。

提案理由としましては、本町の指導に従わず、所有する土地を管理不全な状況を放置した者に対し、これにより発生した安全対策費などの費用相当を民法の規定に基づき、その費用の返還及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるため訴えを提起したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案内容を説明させていただく前に、訴えの提起に至った経過などについてご説明させていただきます。

別紙A3の参考資料の左側上段の写真をご覧ください。

対策を行った場所ですが、鴻巣台団地の淡輪19区集会所より東へ約100メートル付近でございます。

次に、下段の写真をご覧ください。

対策を行った内容ですが、令和2年7月15日の豪雨により法面が大きく崩落し、町道淡輪団地線を通行止めの対応をとり、その町道を安全に通行することができるよう、崩落した部分に落石防護柵を設置、また法面が今後、崩れてきたときの応急対策として、土のうの2段積みを行いました。

次に、右側の訴えの提起に至った経過をご覧ください。

平成30年7月に淡輪1063番地の1の法面の一部から町道淡輪団地線に落石があったことから、同年11月に、本町から道路の通行に障害となっていることの状況報告に合わせ、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例により法面の適正管理の指導・助言を会社及び代表取締役社長宛に通知をしました。

令和元年5月、11月、令和2年2月と3回にわたり法面の適正管理の指導・助言を会社及び代表取締役社長宛に通知しました。同年7月に、法面が大きく崩落したことから、町道淡輪団地線を通り止めにし、併せて法面の適正管理の指導・助言を会社及び代表取締役社長宛に通知しました。しかし、会社からは連絡がなく、本町は道路管理者として、会社に代わり、町道を安全に通行ができる対策を行うため、同年8月に、測量作業に着手する旨のお知らせ文を会社及び代表取締役社長に送付しました。同年12月に、安全対策のための防護柵の設置を行う旨のお知らせ文を送付するとともに、法面適正管理の指導・助言を会社及び代表取締役社長に通知しました。

令和3年1月に災害復旧工事の発注を行いました。同年3月に、防護柵設置工事に着手する旨のお知らせ文を会社及び代表取締役社長に送付しました。同年4月に、法面の適正管理の指導・助言を会社及び代表取締役社長宛に再度通知しました。同年11月に、再三再四の指導・助言に対し対応がなかったため、不法行為による損害賠償請求などの訴訟の準備に入った旨のお知らせ文書を会社及び代表取締役社長宛に通知しました。同年12月に、上記の内容のうち、対応期日を変え、内容証明郵便として最終勧告を通知しました。

続きまして、災害復旧に要した費用としましては400万4,880円でございます。

それでは、議案書をご覧ください。

1、事件の要旨としましては、原告、岬町、被告の所在地は東京都港区六本木三丁目17番12号102、会社名はE-ONE株式会社、代表取締役、川上伸介とするもので、被告の所有する淡輪1063番地の1の一部法面が、崩落の恐れがある管理不全な状態であることから、本町は被告に対する的確な対応を直ちに講じるよう、再三にわたり指導を行ってきた。しかし、被告はその指導に従わず放置し続けていた中、令和2年7月15日に法面が大きく崩落し、町道を安全に通行することができなくなった。本町は、道路管理者として、被告に代わり、町道を安全に通行できるよう必要な安全対策工事などを行ったため、民法の規定に基づき、その費用の返還及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるものでございます。

次に、2、請求の趣旨ですが、1、相手方に対し、安全対策等費用相当の金額の支払いを求める。2、相手方に対し、遅延損害金の支払いを求める。3、相手方に対し、訴訟費用の負担を求

めるとするものでございます。

次に、3、訴訟遂行の方針ですが、1、弁護士を訴訟代理人に定める。2、第1審または第2審の判決の結果、必要と認めた場合は上訴するものとするものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 この議案については、本日、この場で議決ということになりますのでお尋ねいたしますが、参考資料で、過去3年半前ぐらいからでしょうか、対応に苦慮してきたということについてはよく分かりました。

それで、参考までにお尋ねするのですが、E-ONE株式会社、川上伸介氏の所有の土地となったのはいつからなのでしょうか。所有するようになったのはいつからかということについて、お尋ねしたいと思います。

それから、経過で、町から行ったことについてはいろいろ記述されて、説明も頂いたのですが、このことに対して、一切相手からの応答がなかったというように理解しているのか、確認させていただきたいということが2点目です。

それから、町が行った対策工事については、一つは、2020年、令和2年の7月に一定の対策を行ったというのが1回目、それから2回目は2021年、令和3年のいずれかの時期に防護柵の設置工事がなされたというように理解しているのか、確認させてください。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の所有した日にちですけれども、今ちょっと資料がなくて申し訳ないんですが、たしか平成21年かそのぐらいだったと思うんですが、その辺は改めて報告させていただければと思います。

2点目の連絡がなかったのかということで、連絡はこの訴訟に当たる最終の勧告を行ったときに相手からは連絡がありまして、一応、岬町に来るよというお話もさせていただきました。その中で、相手がその後、連絡が途絶えましたので、改めて今回、こういうふうな訴えの提起を起こすものでございます。

なお、この件につきましては、弁護士さんとも相談した上で進めております。

あと、議員お示しのとおり、令和2年、令和3年、役場としましては、まず最初に平成30年

7月に法面の崩落があったことによって、役場としましては、まず安全対策ということで、法面の下にカラーコーンを、近寄らないように対策をしまして、それがまず1回目であります。その後、所有者のほうへ再三連絡を入れて、実際に令和2年7月に崩落したことによって、道路のほうを一旦通行止めにして、あと土をどけたりとか、その後に土のうを積ませていただきました。最終的に、令和3年で災害の請求もしながら、落石防護柵を設置しております。

○道工晴久議長 中原 晶君、よろしいですか。

他にございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この持ち主ですが、岬町にこの土地以外に土地があるのか、ないのかというところを1点、確認したいと思います。

それから、これが会社、企業みたいですが、どこの会社、企業というのは、あそこは住宅地になっていると思うのですが、その住宅を開発した業者なのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

このE-ONE株式会社の土地ですが、一応、町内のほうであるかと言われましたら、全ては調べていないですが、ここの土地の周りで、ちょうど法面の場所とそれ以外のところも一部持たれております。

あと、開発のときの業者かということなんですが、開発の業者とは変わっておりまして、新たに取得された会社になっております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 これは別の会社が造成されたと言ったのですが、何年頃の造成になるのか。

今、この参考資料の点線の部分がこちらのE-ONEの所有地になっているということで、これ以外にはもうほかに、近隣にはないわけですね。ここだけを所有されたという理解でいいのですか。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 まず、何年頃の開発かということで、すみません、そこもちょっと今、手持ち資料がなくて申し訳ございません。

あと、土地について、今回、訴える土地ということで、この点線の位置のところがE-ONE

の土地ですので、ここを訴えていくという形になります。

○道工晴久議長 奥野 学議員、よろしいですか。

○奥野 学議員 答弁は結構ですが、一番大事なものは、造成時にきちんと法面を施工せずにあったのか、そのときの時点ではこういう施工方法でよかったのか、そのあたりもこれから争点になるのかと思いますので、答弁は結構ですが、また後ほど、いつ頃工事をしたのか、確認してください。

○道工晴久議長 他にございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この淡輪19区の法面というのですか、かなりの急斜面の上のところになっております。自分も気にして何度も見に行っているところなのですが、この周辺に住宅があり、通行にもかなり危険がある、そしてまた崩落したら大変な惨事になるといったところでございますが、こういう経過というのを周辺の住まれている方というのは知っているのかどうかと。また、自治区の区長さんなどに説明されているのかどうか。かなり気になっているところだと思いますので、その辺をきちんと説明されているのかどうかというのを教えてください。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

当時、令和2年に崩落が起きたときに、区長のほうから連絡が入りまして、まず通行止めするとか、そのお話をさせていただいた後に、この落石防護柵、安全のための柵を作る上で、地元説明会を開かせていただいております。そのときに、昔というか、そのときの経緯とかお話をさせていただいています。

先ほど中原議員さんのご質問いただいた購入の時期なんですけれども、平成24年度に購入されております。

○道工晴久議長 よろしいですか。他にございませんか。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 今回、こちらのE-ONE株式会社ですけれども、こちら、実際に事業をいつぐらいからされた会社かというのと、あと、どういった事業をされている会社か、あと、実際、事業を行っている実績というのがあるようなきちんとした会社なのかという、そういった情報をお持ちでしたら、回答をお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

会社のほうの謄本は下ろしているんですが、今、手持ち資料を持ってきていなくて、申し訳ないんです。そこに会社の内容とかが記載されているのですけども、すみません。後でお示しさせていただきます。

○道工晴久議長 谷地泰平議員、採決に左右されますか。仕事の中身等につきまして。

採決に関係ないということでございますから、後でお示しをいただくようお願いしておきます。

他にございませんね。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号、訴えの提起についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第15、議案第16号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第15、議案第16号、町道路線の廃止及び認定についてをご説明させていただきます。

提案理由としましては、町道路線の廃止及び認定を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、国土交通省浪速国道事務所において、第二阪和国道の整備に伴う孝子自治区の道路の機能回復及び周辺整備が完了するため、町道逢帰線ほか6路線の町道認定を行うものでございます。

なお、既存の町道逢帰線は、道路の機能回復に伴い、起点及び終点が変更するため、既存の町

道逢帰線を一旦廃止し、新たに認定するものでございます。また、府道淡輪停車場線について通学路の安全を図るため、大阪府において踏切の拡幅や歩道整備事業を執行するに当たり、令和2年度に大阪府と岬町との間で一般府道淡輪停車場線の歩道整備事業に関する覚書を締結しており、一般府道淡輪停車場線の整備事業完了後、府道を町道として引き継ぐもので、大阪府が行う歩道整備事業に先立ち、町道認定を行うものでございます。

それでは、町道路線の廃止の資料として、議案書の裏面に町道廃止調書と、2ページに路線廃止箇所図、3ページに廃止路線図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

廃止する町道につきましては、路線番号20、路線名は逢帰線、起点が孝子556-1、終点が孝子843、延長は916.5メートルでございます。

続きまして、新規町道路線の認定につきまして、4ページの新規町道認定調書をご覧ください。

5ページに路線認定箇所図、6ページ以降に新規認定路線図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

新たに認定する町道につきましては、路線番号20、路線名は逢帰線、起点が孝子565、終点が孝子829-1、延長は904.5メートルでございます。

次に、路線番号4028、路線名は下孝子6号線、起点が孝子1681-3、終点が孝子361-3、延長は1,210.8メートルでございます。

次に、路線番号4029、路線名は中孝子6号線、起点が孝子368-17、終点が592-1、延長は703.1メートルでございます。

次に、路線番号4030、路線名は孝子連絡線、起点が孝子420-1、終点が孝子443-1、延長は340.2メートルでございます。

次に、路線番号4031、路線名は孝子連絡1号線、起点が孝子575-3、終点が孝子658-1、延長は600.6メートルでございます。

次に、路線番号4032、路線名は上孝子東5号線、起点が孝子834-1、終点が孝子1253-1、延長は258.8メートルでございます。

次に、路線番号4033、路線名は上孝子東6号線、起点が孝子860-1、終点が孝子884-1、延長は756.7メートルでございます。

最後に、路線番号1226、路線名は淡輪停車場線、起点が淡輪1195-22、終点が淡輪1124-2、延長は654.0メートルでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくお願ひご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。



○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第16号町道路線の廃止及び認定については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第16、議案第17号、岬町庁舎整備基金条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第16、議案第17号、岬町庁舎整備基金条例の制定につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、岬町庁舎の整備を促進するため、本条例を制定するものでございます。

制定の趣旨ですが、岬町本庁舎は昭和40年に建設されてから57年が経過し、庁舎の老朽化が進んでおり、また、現在の耐震基準を満たしていないことから、建て替え等の対策が必要となっております。

庁舎の建て替え等には多額の費用が必要となりますが、将来の町財政に大きな負担となることのないよう、しっかりとした財源計画を立てて事業に取り組む必要があることから、庁舎整備の基金を積み立てる条例を制定するものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。

主な内容ですが、第1条は基金の設置を規定するもので、庁舎整備に必要な資金を確保するため、岬町庁舎整備基金を設置します。

第2条は、基金の積立てを規定しており、基金に積み立てる額は予算で定めること、各会計年度において決算剰余金が生じたときは、その一部を基金に編入することを定めております。

第3条は、基金に属する現金の管理を規定しており、金融機関への預金その他最も確実、有利

な方法により保管すること、必要に応じて有価証券に代えることができることを定めております。

第4条は、基金の運用益金の処理を規定しており、運用益金はこの基金に編入することを定めております。

第5条は、基金の繰替運用を規定しており、確実な繰り戻しの方法により基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを定めております。

第6条は、基金の処分を規定しており、庁舎を建設するための財源、大規模改修を行うための財源として基金を処分することができることを定めております。

第7条は、委任事項を定めており、条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めることを定めております。

附則として、この条例は、公布の日から施行することを定めております。

以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第17号、岬町庁舎整備基金条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第17、議案第18号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 日程第17、議案第18号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、消防団員等の報酬の見直しを行うことにより、消防団員数を確保

し、地域防災力の充実強化を図るとともに、教育委員会が学校運営協議会を設置するに当たり、その協議会の委員を非常勤職員として位置付け、報酬を支給するため、本条例に所要の改正を行うものです。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面の条例案及び新旧対照表をご覧ください。

条例の改正内容としましては、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、消防団員の訓練報酬の日額2,000円を3,000円に、出勤報酬の日額2,800円を活動時間が4時間未満は3,500円、活動時間が4時間以上は7,000円に改めるものです。

また、水防団員の報酬規定について、水防団員に係る規定等はほかに定めておらず、水防活動は消防団が実施している現状から同規定を削除するものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、教育委員会が学校運営協議会を設置するに当たり、他の委員報酬の例に準じ、岬町学校運営協議会会長は日額7,000円、委員は日額6,500円の報酬額を定めるものです。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行としております。

以上が条例案の内容でございます。

続きまして、学校運営協議会についてご説明させていただきます。

次のページの参考資料をご参照願います。

学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校と地域が一体となった学校づくりを進めるために設置する組織で、学校運営協議会を設置した学校をコミュニティスクールと呼びます。委員は、保護者や地域の住民の方などから教育委員会が任命します。

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携、協働の重要性が指摘されております。

学校運営協議会では、学校運営及び学校運営への必要な地域の支援について協議いただき、地域の方々が教育の当事者として学校運営に参画することや、学校と地域の連携、協働体制を組織的、継続的に確立することで、地域とともにある学校づくりを進めていきます。

学校運営協議会の権限としましては、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営について、教育委員会または学校長に意見を述べるができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができます。

学校運営協議会を設置した後の効果としましては、保護者・地域住民の方々も子どもたちの教育の当事者となり、責任感を持って積極的に子どもへの教育に携わることができるようになりま

す。保護者・地域住民の方々と学校が、顔が見える関係となり、保護者や地域住民の方々の理解と協力を得た学校運営をすることができるようになります。

地域の課題解決に向けた取組や大規模災害時の緊急対応等に学校と地域が一体となって取組ができることになるなどの効果があります。

以上で、学校運営協議会の説明を終わらせていただきます。

本件は、総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第18号非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第18号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第18、議案第19号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第18、議案第19号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

なお、説明に当たりましては、議案書と併せてお配りさせていただいております岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正の概要の資料により説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、世帯に未就学児がいる場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額することとしたことにより、所要の改正を行うものでございます。

本条例の改正の趣旨と内容につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、子ども・子育て支援の拡充として、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援することとなり、国民健康保険に加入する全世帯の未就学児を対象として、本条例に新たに第20条の3を追加し、当該未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減することとした改正を令和3年12月に行いました。

今回の修正の内容につきましては、当該保険料算定時の端数処理の考え方を明確化するために、次の表のとおり、関連する各項目に修正を行うものです。

第20条の3第1項については、当該保険料算定時の控除額の端数処理について規定ぶりを修正しております。

第20条の3第2項及び第5項につきましては、第20条の3第1項及び第4項で端数処理について規定することとしたことにより、準用する対象から除外するために修正をいたします。

第20条の3第3項及び第6項につきましては、保険料のうち、医療分だけでなく、後期高齢者支援金分についても当該規定を適用するため、所要の整理を行うために修正をいたします。

資料の裏面をご覧ください。

第20条の3第4項は、低所得者軽減の適用を受ける世帯の当該未就学児分均等割額の算定について、控除する額の端数処理について規定を修正するものです。

なお、修正を適用する内容につきましては、従前の改正において、令和4年4月1日から施行することとしており、施行時にはこの修正が適用された状態とするために、附則において施行期日を交付の日からと定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第19号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、

会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第19、議案第20号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

危機管理監、増田 明君。

○増田まちづくり戦略室危機管理監 日程第19、議案第20号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律、附則第65条において、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が令和2年6月5日に一部改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

議案書の裏面及び新旧対照表を併せてご参照ください。

改正内容につきましては、第3条第2項ただし書を削るとするもので、傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が実施している恩給・共済年金担保融資に係る担保に供することができるとする規定を削除するものです。

施行期日は令和4年4月1日とし、経過措置として、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利はこの条例の施行日以後もなお従前の例により担保に供することができ、また施行日前に当該権利を担保に供し、貸付の申込みがあった場合については、なお従前の例により担保に供することができるものです。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでいます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第20号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第20、報告第1号、債権の放棄の報告について、報告を求めます。

2件ございますので、まず都市整備部、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第20、報告第1号、債権の放棄についてご報告いたします。

本件につきましては、岬町債権管理条例第17条の規定により、別紙のとおり債権を放棄しましたので、同条例第18条の規定により報告するものでございます。

私からは、町営住宅使用料、いわゆる家賃についてご説明いたします。

当該家賃滞納者は、かねてから家賃の支払いが滞りがちであり、特に令和元年度から家賃の支払いが滞り始め、毎月督促を行ってまいりましたが、滞納の解消に至らない状況となっております。督促から相当の期間を経過し、滞納額も高額となったことから、入居者の対応によっては町営住宅の明渡請求も考慮しながら、滞納者と協議を進めた結果、毎月、分割して支払われるようになりました。しかし、今年度に入り、同居者の不慮の事故や入院などが重なり、収入が大幅に減ったことに加え、金融機関などからの借入れも多くあったことから、弁護士が介入し、令和3年11月に自己破産、令和4年1月に免責決定に至りました。

こうした状況の中、岬町債権管理条例第17条第1号の規定において、破産により免責決定が出た場合、町は債権を放棄することができるとされており、今般の家賃はこの条例第17条第1号に定める非強制徴収債権に該当し、かつ、破産法に定める非免責債権にも該当しないことから、この条文の規定に該当することとなり、今般、破産手続開始日以前の債権、家賃について、債権を放棄するものでございます。

また、滞納家賃は通常、保証人に請求することができますが、この入居者には特例的に保証人を免除しておりました。この免除の経緯としましては、頼れる親族・身寄りなどがないとの理由

で、岬町営住宅条例第10条第3項に規定する特別な事情があると認められるものに該当することから、保証人を免除しているものです。

なお、自己破産制度は債務者の経済的再生を図ることを目的としており、現在は資力を回復していることから、十月分の家賃が毎月支払われている状況となっております。

なお、債権放棄に関する議会への報告手続きにつきましては、岬町債権管理条例施行規則第18条に規定されており、債権の名称、放棄した債権の額及び放棄した理由、放棄した日を記載した債権放棄報告書により報告することとされております。

それでは、議案書の裏面の債権放棄報告書をご覧ください。

番号1、債権の名称は町営住宅使用料でございます。放棄した債権の額は40万280円でございます。放棄した理由は、岬町債権管理条例第17条第1号の規定に該当することになったためでございます。放棄した日は、令和4年1月20日でございます。

○道工晴久議長 次に、教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 私からは、続きまして学校給食費についてご説明いたします。

番号は2番、債権の名称は学校給食費、放棄した債権の額は8万1,900円、放棄した理由は岬町債権管理条例第17条第1号、放棄した日は令和4年1月20日です。

内容としましては、学校給食費ということで、教育上の配慮が必要であることを鑑み、教育現場等と連携をとりながら経済状態の把握に努めてまいりましたが、経済状況の改善は見られず、このたび破産による免責決定がされましたので、町営住宅使用料と同じく、岬町債権管理条例第17条第1号の規定により債権を放棄するものです。

○道工晴久議長 都市整備部長、教育次長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 お尋ねいたします。

今の説明をお聞きすると、番号1と2の該当する方というのは同一人物ということなのかと思っただけですが、そういう理解でいいかどうかと、それから期間について、一つ目と二つ目の期間、放棄することになる債権の額が示されておりますが、この期間について、最後は、先ほどの説明によると昨年、令和3年11月かと思うのですけれども、起点はどこになるのか、参考までにお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。



1番と2番の債務者につきましては同一の方でございます。

学校給食費につきましては、滞納分は平成24年度と25年度分の、2年度分になっております。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど教育次長からお話のあったように、まず同一の人物でございます。

家賃の滞納の期限なんです、令和2年からの滞納となっております。

○道工晴久議長 中原 晶君、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって債権の放棄の報告についての件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会いたします。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、3月24日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時39分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年3月2日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝